

諮問実施機関：滋賀県知事（健康医療福祉部健康福祉政策課）

諮問日：令和3年8月6日（諮問(情)第27号）

答申日：令和6年7月4日（答申(情)第25号）

内容：「健康寿命推進課が保有する受動喫煙のない社会促進会議（滋賀県たばこ対策推進会議専門部会）の開催案内及び復命書の一式（ただし〇〇〇〇付け滋健寿第〇〇〇〇号で公開の対象とされた文書以降のもの）」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和3年3月5日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

健康寿命推進課が保有する受動喫煙のない社会促進会議（滋賀県たばこ対策推進会議専門部会）の開催案内及び復命書の一式（ただし〇〇〇〇付け滋健寿第〇〇〇〇号で公開の対象とされた文書以降のもの）

2 実施機関の決定

令和3年3月22日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象公文書を特定し、担当者のメールアドレスについて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることを理由として非公開とし、会議議事録における発言者氏名および発言者が推測できる内容について、県の内部における検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれまたは特定の者に不利益を及ぼすおそれがあることを理由として非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年6月23日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

②復命書 令和2年度第1回「受動喫煙のない社会促進会議」議事録（3,4,8）ページの発言者が推測できる内容の公開をしないと決定した部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

実施機関は公開をしない理由を、「県の内部における検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれまた特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるため。」としたが、滋賀県情報公開条例第6条第5号には該当しないため、公開をしないとした処分は不当である。

発言者が推測できる内容であっても、確定できるものではないと考えられるものについては、滋賀県知事が〇〇〇〇付けで行った公文書一部公開決定により公開されている。本件公文書においても公開されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書および弁明書で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

ア 「受動喫煙のない社会促進会議」は、受動喫煙対策について喫煙者側と非喫煙者側の両方の立場から忌憚のない意見交換をする場としており、本件処分により非公開とした内容を公開することにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあり、滋賀県情報公開条例第6条第5号に該当すると判断した。

イ 本件処分において、県職員以外の発言者氏名は非公開としたが、これはアで示したとおり、「受動喫煙のない社会促進会議」は、喫煙者側と非喫煙者側の両方の立場から意見交換をする場であり、県職員以外の発言者氏名を公開することで、それぞれの立場の者からの批判を受けるおそれがあり、率直な意見の交換が損なわれることとなるため、非公開とした。

ウ 「受動喫煙のない社会促進会議」は、令和元年度から開催している。令和2年4月に改

正健康増進法が全面施行され、喫煙をめぐる環境が大きく変化した中で、令和2年度からの同会議においては、法施行後の具体の状況や県施策に対する意見を委員に求めており、発言がなされている。よって、県職員以外の発言者が推測できる内容についても、これを公開することで特定の発言者が識別され、それぞれの立場の者からの批判を受けるおそれがあり、率直な意見の交換が損なわれることとなるため、発言者氏名と同様に非公開としたものである。

エ なお、審査請求人は、「発言者が推測できる内容であっても・・・公開されるべきである。」と主張しているが、〇〇〇〇付けで行った公文書一部公開決定の対象となった令和元年度の「受動喫煙のない社会促進会議」とは会議の内容が異なるため、本件審査請求の対象となった公文書については、公開されるべきものではない。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第6条第1号および第5号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、このうち第3の1に記載の非公開部分を不服として公開を求めていることから、以下、当該非公開部分に係る条例第6条第5号を理由とした非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、県の機関等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性

が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断は、審議、検討等の途中段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が見過ごしできない程度のものをいうと解される。

(2) 非公開部分の条例第6条第5号該当性について

本件において審査請求人が公開を求めている非公開部分は、対象公文書のうち令和2年度第1回受動喫煙のない社会促進会議議事録に記載されている発言者が推測される発言内容である。

当該発言部分については、これを公開することとした場合、発言委員が特定され、その結果、委員に対する喫煙者側、非喫煙者側をはじめとした様々な立場の者からの干渉、圧力等を招き、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第5号に該当すると認められる。

なお、審査請求人は別の公文書一部公開決定を挙げて、本件非公開部分の公開を求めているが、当該一部公開決定は本件処分に関する当審議会の判断には影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和3年8月6日	・実施機関から諮問を受けた。
令和5年10月30日 (第30回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和6年2月20日 (第31回第二分科会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和6年3月19日 (第32回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和6年6月13日 (第33回第二分科会)	・答申案の審議を行った。